

平成30年第10回たつの市教育委員会定例会議事日程

と き 平成30年9月28日(金)
午後2時
ところ 市役所分庁舎ホール

1 開会宣言

2 会議録署名委員の指名

3 教育長諸報告

- (1) たつの市議会9月定例会一般質問について
- (2) 避難所開設状況について
- (3) 不登校・いじめについて
- (4) 第34回三木露風賞新しい童謡コンクール入賞作品について

4 議事

- 議案第35号 たつの市教育委員会事務局職員の任免について
- 議案第36号 たつの市スポーツ推進委員の解嘱及び委嘱について

5 自由討議

- 6 次回教育委員会開催予定日 平成30年10月30日(火)午後2時～
- 〃 開催場所 (分庁舎 第3会議室)
- 次々回教育委員会開催予定日 平成30年11月20日(火)午後3時～
- 〃 開催場所 (分庁舎ホール)

7 閉会宣言

平成30年第10回たつの市教育委員会定例会会議録

と き 平成30年9月28日(水)
午後2時
ところ たつの市役所分庁舎ホール

教育長

ただ今から、平成30年第10回たつの市教育委員会定例会を開会します。

それではまず始めに、会議録署名委員の指名を行います。

●●委員を指名します。よろしくお願いします。

次に、会議の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

教育長諸報告のうち、(3)不登校・いじめについて、(4)第34回三木露風賞新しい童謡コンクール入賞作品につきましては、会議の公開が不相当とする事件としてたつの市教育委員会会議規則第9条第1項第7号の規定により、また、議事のうち、議案第35号につきましては、同規則第9条第1項第1号において、教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の身分の取り扱いに関する事件に相当します。また、議案第36号につきましては、同規則第9条第1項第2号、教育委員会の所管に属する各機関及び各委員会の委員の任免又は委嘱に関する事件に相当いたしますので、非公開にすることが適切であると思われま。賛成の方は挙手願います。

< 挙手 >

賛成が出席委員の3分の2以上の多数と認め、先ほど申しました案件については非公開と決定します。

それでは、先に公開案件を審議した後、非公開案件の審議を行います。

それでは、教育長諸報告に入ります。

(1) たつの市議会9月定例会一般質問について、報告いたします。

1ページから3ページが第4回市議会定例会の一般質問のリストとなっております。4ページ、5ページには教育委員会に関する質問の要旨を掲載しております。

まず、18番の永富靖議員からですが、公立学校園のエアコン設置についてです。これは市長が答弁されました。現在、この公立学校園のエアコン設置に向けて具体的に検討しており、文科省においてもこの空調設備経費が増額要求されておりますので、国や県の動向を注視しながら早期の設置に向け取り組んでいくことをお答えしました。また、保育所、こども園については全てエアコンが設置されております。ただ、幼稚園につきましては、遊戯室にのみ設置されている状況ですので、遊戯室以外の保育室のエアコン設置については、たつの市幼稚園・保育所再編計画を勘案しながら検討していくとお答えしました。また、時期については、できるだけ早期に設置することをお答えしました。

次に、木南裕樹議員からのご質問です。まずは、学校の統廃合について、(1)検討委員会でどんなことが話し合われているのか、(2)内容は公開されているか、(3)最終的な統廃合の案はいつ頃、どこが決定するのか、(4)教育委員会としてどの時期に統廃合の案を市民に公表する予定かというご質問でした。

検討委員会については7月10日に設置し、8月3日に第1回検討委員会が開催され、そこでは事務局から提示した学校の適正規模についての資料をもとに意見交換がなされたということをお伝えしました。この会議内容の公開ですが、近いうちにホームページで公開する予定です。この検討委員会は、概ね12月頃の答申まで設置することとしております。次に、最終的な統廃合の案の公表時期、だれが決定するのかということについては、教育委員会とその地域の保護者及び地域の方々と一緒に決めていき、その決定については、今はお答えすることはできませんと答弁いたしました。他の市町では、教育委員会が「どこどこを統合します」というようなことを決めて公表、検討をされているというところもあるようですが、たつの市の場合は、今回基本方針を定め、その基本方針を持って各地域に出向き、どのような学校の姿にするのかを話し合っていくこととし、最終的な学校の形というのは教育委員会が決めるものではなく、地域と共に決めていくというスタンスである旨を答弁しました。

次に、2番の教育についてですが、これは以前質問されたものです。①小中学校の教師配置として市独自の加配、学生ボランティアの起用についてのご質問に対し、積極的に活用しているとお答えしました。前回の答弁から市独自の加配が4人増えていることや、学生ボランティアの配置についても、前回の答弁からの3年間で親和女子大学の5名と兵教大の学生2名を起用しており、積極的に活用していきたいとお答えしました。

次に②学校裁量の予算組は考えられないのかというご質問に対し、学校裁量の予算組については現在行っていませんが、例えば「学ぶ力向上支援事業」や「学校園連携一貫教育推進事業」などは、予め学校からの提案に基づいて予算措置を行っているものです。今後も提案に基づくこのような事業については積極的に提案してもらうよう進めていくことをお答えしました。

(2)のLLブックや色弱者も識別しやすい色覚チョークについてのご質問ですが、このLLブックというのは、優しく読めるというスウェーデン語です。その本を使用してはどうかというご提案です。これは知的障害者や外国にルーツがある児童生徒で、日本語の理解が難しい子どもには優しいLLブックはどうかということです。一つは、このLLブックの発行部数が少ないということや、本市では外国にルーツを持つ児童生徒については、既に専用図書、テキストを使っていることを紹介しました。また、LLブックについては各図書館に配備していますので、そういったものを積極的に活用するよう学校に周知しますとお答えしました。次に、色覚チョークというのは、色弱者でも見やすいチョークですが、普通のチョークと色覚チョークと値段はほぼ一緒です。既に7割の学校で色覚チョークを使っております。色弱者でなくてもどの子にとっても見やすいチョークですので、これについては、今後更に使っていくことをお答えしました。

3の幼児教育無償化に伴う本市の取組についてですが、国が来年の10月から3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化、また、0歳児から2歳児までは所得制限を設けた上での無償化をするということを発表していますが、このことにより、就園児が増えるのではないかと、就園児が増えても今計画に挙げている園の体制で大丈夫なのかというご質問です。これに対し、年齢別で見ますと4歳児と5歳児は既に約95パーセントが民間も含めて就園している状況です。このことから、保育料の無償化になってもあまり影響はないだろうと推測しています。また、3歳児は約8割が就園している状況ですので、無償化になれば残り2割が就園する可能性があるということになります。0歳児から2歳児についても、保護者の意識とすると、3歳児から園へ無償化で入れるとしても早めに希望する園に入っておく方が良いと思われる方もいらっしゃると思われ、若干ですが0歳児から2歳児も増えるであろうと見込んでいます。その数を見込んだ上で、幼稚園・保育所再編計画では最大定員を超えておらず、今のままの計画で受け入れが対応できることから、最大定員の中で利用定員を設定し対応していくことをお答えしました。もう一つは、就園する園児が増えることにより保育士、幼稚園教諭が必要となりますので、たつの市職員適正化計画に基づき、必要な保育士、幼稚園教諭の確保に努めていくことをお伝えしました。また、民間の園の保育士採用においても、値段の高いところに流れるといった傾向がありますので、近隣市町と同等の報酬を支払うことが大切であると考えています。その報酬さえきちんと対応できれば民間においても保育士の確保ができるのではないかと、市独自の改善策の実施について検討していきたいとお答えしました。以上のように、施設整備と保育士確保の両方の面で保育事業に応えられるよう努力していくことをお答えしました。

続いて、17番の三木浩一議員のご質問ですが、1公共施設の長寿命化について、(1)公共工事をするときに、耐震工事と長寿命化工事と大規模改修工事とはどのように違うのか、また、(2)それぞれの経費はどのくらいかかるのか、小宅小学校等で実施する場合で説明していただきたいというご質問でした。

耐震工事というのは、I s値が0.7未満であれば0.7以上にするための工事です。長寿命化工事というのは、その施設改修する際に40年経過して30年以上使用できるようにすることが求められているもので、細部に渡って工事をするものです。大規模改修というのは施設自体を大きく建て替えるということです。工事経費についてはそれぞれ違い、一番安いのは耐震工事になります。そういったことをお答えしました。

(3)で複合的な補助金の申請についてのご質問で、たとえば小宅小学校の南館の整備費は耐震補強と大規模改修の2つの事業で実施しました。また、神岡小学校の校舎耐震補強工事については、耐震補強と大規模改修、防災機能強化といった必要な補助金メニューを組み合わせ実施しました。

次に、堀議議員からの防災機能についてのご質問です。通学路のブロック塀についての対策は怎么样了かというご質問ですが、これについては、教育委員会と学校が共に通学路の安全点検を行ったということをお伝えしました。また、建築基準法に合致するかどうかの判断に

については、一般の方の建物は市側が調べることができませんので、目視で点検することとなります。建築課が民間を対象とした補助メニューをこれから作るということをお知らせしました。持ち主の方が修繕しようとする場合には、市からの補助を受けて修繕するという方法です。また、子どもに対しての安全対策としては、学校ごとに危険箇所を調べて、近くを通らないようにするといった指導をしているとお答えしました。

次に、堀議員からもエアコン設置についてのご質問がありました。これについても先ほどの永富議員のご質問と同様のことをお答えしました。

また、児童生徒に対する高温対策についてのご質問ですが、国や県からの熱中症事故防止に係る通知等を踏まえ、学校等へ指導しました。夏休みに入る前に校長を集めて、気温が35度以上、暑さ指数が31度以上の場合は運動を自粛していただくよう、また、小学校の地区水泳についても、子どもの安全面を重視して、PTAと十分に協議しながら自粛等の判断ついて周知徹底を行ったこととお答えしました。

最後に、横田勉議員からですが、児童生徒のランドセル・通学かばんと運動器の関係についてです。先日の教育委員会定例会でも話に上がりましたが、ランドセル、通学かばんが重たいということで、各小中学校の対応について何うということ。中学校では、資料集等、学校に置いて帰ってもよいものをリストとして作成しております。小学校においても、一度に重い荷物を持って帰らないよう工夫をしているところですが、今回の文科省の事務連絡を受けて、更に取り組みを進めていくため指導していくこととお答えしました。

次に、運動器に関する健康診断のご質問ですが、平成28年から定期健康診断に運動器を用いて、脊柱の歪み、四肢の状態の健診をしています。これは健康診断で行っているもので統計データはありませんが、中学1年生を対象とした脊柱側弯症の健診結果をたつの市・揖保郡医師会がまとめておられました。平成28年度ではたつの市内中学生721名中2名、平成29年度は677名中1名の生徒が要治療判定という結果をいただいております。これからも医師会と連携しながら注視していくこととお答えしました。

以上のことで、ご質問等はございませんか。

- 委員 堀議員の通学路のブロック塀の件ですが、個人の住宅のブロック塀まで市や教育委員会が関わることはできないのですが、権限がないのに責任が問われるという状況となっています。通学路の定義を教えてください。
- 教育長 通学路については、特に小学校においてですが、学校が通学路を決めることになっています。なぜ通学路を決めることになっているのかと申しますと、通学路を利用している間に事故等に遭うと、スポーツ振興センター法に基づいた保険が出ることとなります。通学路としては教育委員会の管理下ですが、道路等やそれに付随した建物に対しては、管理外となります。
- 委員 通学路と指定したが故に、どこかの家のブロック塀が崩れて怪我をした場合、通学路として指定した学校や教育委員会まで責任が問われることになるのですか。
- 教育長 通学路を決めるときは、子どもたちが通学する際に、交通量や距離等を勘案しながら決めています。以前、京都で通学中に車が突っ込んできた事件がありましたが、そこはガードレールがない細い道でした。ガードレールがないと通学路にできないということになると、多くの道が通学路として設定できなくなります。そもそも、教育委員会だけではなく、道路管理担当課においてきちんと把握しておく必要があるものだと考えております。
- 事務局 市道でありますので、子どもだけではなく、一般の方も利用される道路ということ。です。
- 教育長 地震があった大阪市では、市独自の補助を手厚くすることを聞いております。
- 委員 仮に、通学路についての問い合わせが学校にあった場合は、十分に学校、地域と連携しながら通学路の変更等を行うよう注意が必要だと思えます。新たな事故が発生しないようにしなければなりません。学校や教育委員会だけで抱える問題ではないでしょう。補助メニューということは、国からも一部補助があるということですか。
- 事務局 そうです。今回新しく創設されるものです。県が創設される支援制度の補助要綱が決まり次第、市の要綱を定め、国、県の補助を活用して取り組む予定です。

委員	教育委員会関連の答弁ではないのですが、1ページの三木議員からの給付型奨学金制度についてのご質問で副市長が答弁されていますが、これはどういった内容だったのか教えてください。
事務局	大学生に対しての給付型の奨学金についてのご質問でした。現状の金額と、問題点の把握、本市での取組についてでした。本市においては今のところ大学生に対しての給付型奨学金は考えていないことを答弁しました。
教育長	大学生に補助をするのではなく、本市では奨学金を利用している人を雇った企業に対して補助をしていることをお答えしました。
事務局	また、看護師を対象として、例えば市民病院へ勤務する意思がある龍野北高校の生徒に対し、予算の範囲内においてその資格取得の際の費用を助成する制度についてもお答えしました。
教育長	たつの市民だから奨学金を支給するというのではなく、あくまでもたつの市に勤めている若しくはたつの市に還元される人材であれば奨学金の支給若しくは奨学金返済の補助を支援しているということです。
委員	木南議員の幼児教育無償化に伴う本市の取組で、職員適正化計画に従い、保育士を増やすということですが、保育所に限ったことではないですが、会計年度任用職員制度への移行により雇用形態が変わるといことも含め、臨時職員のフルタイムや従来の勤務形態等に関して現場では大変でしょうが、きちんと職員を配置していかないといけないですね。
事務局	幼児教育課での現場の臨時職員の扱いが一番難しいというところですが、今後、認定こども園化及び職員適正化計画に基づき正規雇用の率を徐々に上げていく予定ですが、やはりしばらくの間は臨時職員が必要となりますので、会計年度任用職員制度への移行後もその方々をできるだけ1日働ける雇用として、人事担当課であります総務課と調整していきたいと考えております。また、教育委員会では社会教育も含め、一般の臨時の事務職員とは異なり、専門的な知識が必要となってきますので、処遇改善も必要であると思っています。
教育長	就園する子どもの数が増えるからといってそのまま職員を増やすのではなく、計画的に増やしていかなければならないと考えています。 他になにかご意見等はございませんか。 他にないようですので、次に、(2)避難所開設状況について、事務局説明願います。
事務局	9月4日の台風21号により、次のとおり避難所を開設しました。 6時23分に警報が発令され、8時20分に災害対策本部が設置されました。それを受けて9時に避難所23か所を開設しました。16時30分から順次避難所の閉鎖し、17時30分に避難情報が解除され、全ての避難所を閉鎖しました。今回の避難所は23か所で、避難者は31名です。教育施設の被害状況ですが、学校園所18か所、赤とんぼ文化ホール、アクアホール、御津文化センターで雨漏りが報告されております。また、御津テニスコートの夜間照明設備1基が倒壊、御津運動場の東側フェンスが傾くといった被害がありました。以上です。
委員	23か所というのは、全部の学校を開設したのですか。
事務局	播磨高原東中学校は開設しておりません。
委員	避難所の開設を全箇所するのか、一部だけを開設するのかという判断は誰がされるのですか。市長ですか。
教育長	災害警戒本部で決めます。災害の状況によって開設する場所等を決めています。前回は栗栖川付近が危険ということで新宮町を先に開設するなどの判断をしました。
事務局	今回は、暴風・波浪・高潮警報ということでしたが、波浪・高潮は海岸沿いに注意が必要で

あろうと思いますが、今回全域開設したのは、暴風だからか、それともその後の大雨警報が予期されるためだったのか、という手順で判断されたのか教えてください。

教育長 警報発令といってすぐに避難所開設ということではありません。

事務局 例えば、洪水警報が出ると川付近の地区に対して避難指示が出されたり、警報の種類や内容によっては、全域ではなくその危険地域の一部だけに避難所を開設することもあります。今回は暴風ということで全域に避難所を開設しました。また、今回は避難所を予め開設しておいて、安全なうちに避難していただくこととしておりました。

委員 今季は3回も避難所を開けておりますので、職員や先生方も大変ではないかと思えます。

教育長 広島や真備町では、被害が拡大した理由の1つに避難が遅れたことが挙げられていました。夜遅くの時間帯であれば避難途中で被害にあう場合もありますので、避難する危険を回避するために早めの避難を呼びかけることが必要となっています。
災害対策本部で決めるときは、気象庁から提供される細かな情報を用いて判断しています。

委員 これだけ頻繁に学校を避難所として開設していくと、住民からは「その学校は避難所として適切なのか」といったいろんな声が聞こえてくるでしょう。学校の体育館以外に、公民館等でも開設することを考えていかなければならないと思えます。

事務局 副市長は、南海トラフのことを想定して、避難する場所としてはまず「地元の学校」と決めておくことが必要であると考えていらっしゃいます。災害によって避難場所が変わってくると速やかな避難ができなくなる恐れがあることから、「避難場所は学校」という意識付けをしたいと、以前、危機管理課と調整をされた経緯があります。このことから、なるべく学校を避難場所として指定し、避難していただくこととしております。しかし、今言われたように、例えば避難している学校の体育館の近くが土砂災害警戒区域の中にあり土砂災害警報が出された場合は、危機管理課としては、そこに避難されている人をバス等で別の避難場所へ移動させないといけないということを考えています。そのような警報がでるまでは、まずは学校へ避難していただくという意識付けをしたいという考えです。

事務局 自分の地区の小学校に避難しなければならないということではなく、どこの小学校、中学校に避難していただいても良いということです。避難場所の選定については、避難される方自身の判断にお任せすることとなります。

事務局 避難される住民の意識も変えていかないといけないということですね。身を守るためにはどうすればよいか、市民側の意識を高めていかないといけないということです。

教育長 避難場所に対して、市民からのクレームが学校の方に連絡があったところもありました。あくまでも避難所開設は市が行っていることで、学校の先生方が責められる理由はありません。

委員 学校を避難所として意識付けをしたら、将来の学校の適正配置の際には、避難所としても考慮しなければならなくなるでしょう。こんなにも年に3回も4回も学校を避難所として開設していたら、避難所としての機能面で比重が上がってくるでしょう。それもおかしいと思えます。

教育長 これまでは学校の配置の中で学校を避難所としていますが、今後の適正配置で学校がどのように動いてくるか分かりません。それに応じて、ある地区においては学校ではない場所を避難所として指定することになってくるかもしれません。このことについても十分に考えていかなければならないと思えます。

他にご意見等はございませんか。

ないようでしたら、これで公開案件の審議を終わり、ここから非公開案件の審議に移ります。

< 非公開案件の審議 >

次に、自由討議に入ります。

何か討議事項をお持ちの方はいらっしゃいませんか。
ないようですので、これで自由討議を終わります。

次に、次回以降の教育委員会定例会の開催予定日について、事務局説明願います。

< 次回定例会、次々回定例会の日程調整 >

それでは、以上で、平成30年第10回教育委員会定例会の日程は全て終了しました。これ
をもちまして閉会します。

午後3時05分終了

出席者

教育長	横山 一郎
委員	矢木隆一郎
委員	菅野 夏子
委員	七條 祐正
委員	松尾 壯典
教育管理部長	田中 徳光
教育事業部長	富井 静也
教育部参事(兼)教育環境整備課長	沖田 基幸
教育事業部参事(兼)社会教育課長	小松 精二
教育事業部参事(兼)歴史文化財課長	岸本 道昭
教育事業部参事(兼)人権教育推進課長	中山 茂樹
教育事業部参事(兼)体育振興課長	西田 豊和
教育総務課長	坪内 利博
学校教育課長	山田 晴人
幼児教育課長	田中 彰人
すこやか給食課長	村上 秀樹
社会教育課主幹	喜多村 玲